

議案第23号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市手数料条例の一部を改正する条例
大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）				改正前（旧）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	手数料を徴収する事項	単位 等	金額		手数料を徴収する事項	単位 等	金額
(略)				(略)			
<u>3</u>	削除			<u>3</u>	大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成18年条例第48号）の規定に基づく許可の申請に対する審査 特定事業許可申請手数料	1件につき	<u>26</u>
<u>3</u>				<u>3</u>			<u>, 0</u>
<u>から</u>							<u>00</u>
<u>3</u>							<u>円</u>
<u>5</u>				<u>3</u>	大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染	1件	<u>16</u>
<u>ま</u>				<u>4</u>	及び災害の発生防止に関する条例の規定に	につき	<u>, 5</u>

で											
(略)											
3	建築基	1	(1) 建築	(略)							
9	準法（	建築	物に關する確認申請手数料（確認を受けた建築物の計画の変更及び建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合は	申請部分の床面積の合計が3 0㎡を超え1 0 0㎡以下の場合	1 件	1 6					
	昭和2	物に			につ	, 0					
	5年法	關する確			き	0 0					
	律第2	認の				円					
	0 1号	申請		申請部分の床面積の合計が1 0 0㎡を超え2 0 0㎡以下の場合	1 件	2 8					
	) 第6	又は			につ	, 0					
	条第1	通知			き	0 0					
	項又は	対				円					
	第1 8	する		申請部分の床面積の合計が2 0 0㎡を超え5 0 0㎡以下の場合	1 件	4 3					
	条第2	審査			につ	, 0					
	項（第	右			き	0 0					
	8 7条	欄に掲げる金額を		(略)		円					
	第1 項										
	、第8										
	7条の										
	4又は										

	基づく変更許可の申請に対する審査 特定事業変更許可申請手数料			き	0 0	
3	大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染			1 件	1 6	
5	及び災害の発生防止に関する条例の規定に基づく譲受け許可の申請に対する審査 特定事業譲受け許可申請手数料			につ	, 5	
				き	0 0	
					円	
(略)						
3	建築基	(新	建築物に	(略)		
9	準法（	設)	関する確認申請手数料（確認を受けた建築物の計画の変更の場合及び建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合は、変	申請部分の床面積の合計が3 0㎡を超え1 0 0㎡以下の場合	1 件	1 5
	昭和2				につ	, 0
	5年法				き	0 0
	律第2					円
	0 1号			申請部分の床面積の合計が1 0 0㎡を超え2 0 0㎡以下の場合	1 件	2 3
	) 第6				につ	, 0
	条第1				き	0 0
	項					円
	—			申請部分の床面積の合計が2 0 0㎡を超え5 0 0㎡以下の場合	1 件	3 7
	— (第				につ	, 0
	8 7条				き	0 0
	第1 項					円
	、第8			(略)		
	7条の					
	4又は					

	第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は通知に対する審査	合算した金額	、変更、移転、修繕、模様替等に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、増加する部分の床面積）を床面積とする。）				
				(2) 仕様基準（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	建築物が一戸建ての住宅である	申請部分の床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき11,000円
						申請部分の床面積の合計	1件につき13,000円
	第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認		更、移転、修繕、模様替等に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、増加する部分の床面積）を床面積とする。）				
				(新設)			

			法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下94の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをいう。94の	場合	計が200㎡以上の場合	き	00円				
				建築物が長屋又は共同住宅である場合	申請部分の床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	21,000円				
					申請部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	34,000円				
					申請部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	54,000円				
					申請部分の床面積の合計が5,0	1件につき	71,000				

			項において同じ。 に適合するかどうかの審査が必要な建築物については、右欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		00㎡以上の場合		円
		2 建築設備及び工作物に関する確認申請手数料	(略)				
	(略)						
4	建築基準法第7条第4項又	建築物に関する完了検査申請手数料	(略)	申請部分の床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下	1件につき	22	00
1						0	

		建築設備及び工作物に関する確認申請手数料	(略)				
	(略)						
4	建築基準法第7条第1項（	建築物に関する完了検査申請手数料	(略)	申請部分の床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下	1件につき	20	00
1						0	

は第1 8条第 21項 (第8 7条の 4又は 第88 条第1 項若し くは第 2項に おいて 準用す る場合 を含む 。)の 規定に よる検 査	の場合		円
	申請部分の床面積 の合計が100㎡ を超え200㎡以 下の場合	1件 につ き	<u>32</u> <u>,0</u> <u>00</u> 円
	申請部分の床面積 の合計が200㎡ を超え500㎡以 下の場合	1件 につ き	<u>50</u> <u>,0</u> <u>00</u> 円
	申請部分の床面積 の合計が500㎡ を超え1,000 ㎡以下の場合	1件 につ き	<u>75</u> <u>,0</u> <u>00</u> 円
	申請部分の床面積 の合計が1,00 0㎡を超え2,0 00㎡以下の場合	1件 につ き	<u>97</u> <u>,0</u> <u>00</u> 円
	申請部分の床面積 の合計が2,00 0㎡を超え10, 000㎡以下の場 合	1件 につ き	<u>18</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>
	申請部分の床面積 の合計が10,0	1件 につ	<u>28</u> <u>0,</u>
第87 条の4 又は第 88条 第1項 若しく は第2 項にお いて準 用する 場合を 含む。)の規 定によ る検査	の場合		円
	申請部分の床面積 の合計が100㎡ を超え200㎡以 下の場合	1件 につ き	<u>25</u> <u>,0</u> <u>00</u> 円
	申請部分の床面積 の合計が200㎡ を超え500㎡以 下の場合	1件 につ き	<u>36</u> <u>,0</u> <u>00</u> 円
	申請部分の床面積 の合計が500㎡ を超え1,000 ㎡以下の場合	1件 につ き	<u>63</u> <u>,0</u> <u>00</u> 円
	申請部分の床面積 の合計が1,00 0㎡を超え2,0 00㎡以下の場合	1件 につ き	<u>81</u> <u>,0</u> <u>00</u> 円
	申請部分の床面積 の合計が2,00 0㎡を超え10, 000㎡以下の場 合	1件 につ き	<u>15</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>
	申請部分の床面積 の合計が10,0	1件 につ	<u>24</u> <u>0,</u>

			00㎡を超え50,000㎡以下の場合	き	<u>00</u> <u>0円</u>				00㎡を超え50,000㎡以下の場合	き	<u>00</u> <u>0円</u>
			申請部分の床面積の合計が50,000㎡を超える場合	1件につき	<u>56</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>				申請部分の床面積の合計が50,000㎡を超える場合	1件につき	<u>47</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>
		(略)					中間検査の合格証交付を受けた建築物に関する完了検査申請手数料	(略)	(略)		
		申請部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合			1件につき	<u>27</u> <u>,</u> <u>00</u> <u>円</u>			申請部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合		
		申請部分の床面積の合計が200㎡を超え500㎡以下の場合			1件につき	<u>42</u> <u>,</u> <u>00</u> <u>円</u>			申請部分の床面積の合計が200㎡を超え500㎡以下の場合		
		申請部分の床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以下の場合			1件につき	<u>73</u> <u>,</u> <u>00</u> <u>円</u>			申請部分の床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以下の場合		
		申請部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,0			1件につき	<u>93</u> <u>,</u> <u>00</u>			申請部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,0		

			00㎡以下の場合		円				00㎡以下の場合		円
			申請部分の床面積 の合計が2,00 0㎡を超え10, 000㎡以下の場 合	1件 につ き	<u>16</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>				申請部分の床面積 の合計が2,00 0㎡を超え10, 000㎡以下の場 合	1件 につ き	<u>14</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>
			申請部分の床面積 の合計が10,0 00㎡を超え50 ,000㎡以下の 場合	1件 につ き	<u>27</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>				申請部分の床面積 の合計が10,0 00㎡を超え50 ,000㎡以下の 場合	1件 につ き	<u>23</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>
			申請部分の床面積 の合計が50,0 00㎡を超える場 合	1件 につ き	<u>55</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>				申請部分の床面積 の合計が50,0 00㎡を超える場 合	1件 につ き	<u>46</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>
4 2	建築基 準法第 7条の 3第4 項又は 第18 条第2 9項（ 第87	(略)					4 2	建築基 準法第 7条の 3第1 項（第 87条 の4又 は第8 8条第	(略)		

	条の4 又は第 88条 第1項 におい て準用 する場 合を含 む。)の 規定に よる検 査				
	(略)				
4 4	建築基準法第12条第8項の規定による台 帳その他の書類に記載された事項について の証明手数料	1通 につ き	<u>45</u> <u>0円</u>	4 4	建築基準法第12条第8項の規定による台 帳その他の書類に記載された事項について の証明手数料
	(略)				
<u>87</u> <u>の2</u>	<u>建築基準法施行令（昭和25年政令第33 8号）第137条の12第6項の規定によ る認定申請手数料</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>27</u> <u>, 0</u> <u>00</u> <u>円</u>		
<u>87</u> <u>の</u>	<u>建築基準法施行令第137条の12第7項 の規定による認定申請手数料</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>27</u> <u>, 0</u> <u>00</u>		
	1項に おいて 準用す る場合 を含む 。)の 規定に よる検 査				
	(略)				
4 4	建築基準法第12条第8項の規定による台 帳その他の書類に記載された事項について の証明手数料	1通 につ き	<u>30</u> <u>0円</u>	4 4	建築基準法第12条第8項の規定による台 帳その他の書類に記載された事項について の証明手数料
	(略)				
	(新設)				

3			円		
(略)					
8	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の審査	1 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	床面積（建築する建築物の当該建築に係る部分の床面積に限る。）の合計	1 件につき	39の項の1に規定する金額
9			(削る)		

(略)					
8	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の審査	1 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	申請部分の床面積の合計が30㎡以下の場合	1 件につき	9,000円
9			申請部分の床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下の場合	1 件につき	15,000円
			申請部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合	1 件につき	23,000円
			申請部分の床面積の合計が200㎡を超え500㎡以下の場合	1 件につき	37,000円
			申請部分の床面積の合計が500㎡を超え1,000	1 件につき	66,000

									㎡以下の場合		円
									申請部分の床面積 の合計が1, 00	1 件 につ	9 4 , 0
									0㎡を超え2, 0	き	0 0
									0 0㎡以下の場合		円
									申請部分の床面積 の合計が2, 00	1 件 につ	1 9 0,
									0㎡を超え1 0,	き	0 0
									0 0 0㎡以下の場 合		0円
									申請部分の床面積 の合計が1 0, 0	1 件 につ	3 1 0,
									0 0㎡を超え5 0	き	0 0
									, 0 0 0㎡以下の 場合		0円
									申請部分の床面積 の合計が5 0, 0	1 件 につ	5 6 0,
									0 0㎡を超える場 合	き	0 0 0円
									(略)		
									(略)		
9	都市の	1	(1) 当該	(略)							
2	低炭素 化の促	低炭 素建	低炭素建 築物新築								

	進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定	建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（	
	進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定	建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（	

		平成11 年法律第 81号) 第5条第 1項に規 定する登 録住宅性 能評価機 関又は建 築物のエ ネルギー 消費性能 の向上等 に関する 法律第1 4条第1 項に規定 する登録 建築物エ ネルギー 消費性能 判定機関 が交付し たものに				平成11 年法律第 81号) 第5条第 1項に規 定する登 録住宅性 能評価機 関又は建 築物のエ ネルギー 消費性能 の向上等 に関する 法律(平 成27年 法律第5 3号)第 15条第 1項に規 定する登 録建築物 エネルギー消費性	
--	--	--	--	--	--	--	--

			限る。次 項にて同 じ。)の 添付があ った場合				
			(略)				
		2 1の 申請 に併 せて 行う 建築 基準 法第 6条 第1 項に 規定 する	(1) <u>床面積（建築物を建築する 場合にあつては当該建築に 係る部分の床面積、大規模の 修繕又は大規模の模様替をす る場合にあつては当該修繕又 は模様替に係る部分の床面積 の2分の1）の合計</u>	<u>1件 につ き</u>	<u>39 の項 の1 に規 定す る金 額</u>		
(削る)							

			能判定機 関が交付 したもの に限る。 次項にて 同じ。)の 添付があ った場合				
			(略)				
		2 1の 申請 に併 せて 行う 建築 基準 法第 6条 第1 項に 規定 する	(新設)	(1) <u>床面 積（建築 物を建築 する場合 にあつて は当該建 築に係る</u>	<u>床面積の合計が3 0㎡以下の場合</u>	<u>1件 につ き</u>	<u>9, 00 0円</u>
			<u>床面積の合計が3 0㎡を超え100 ㎡以下の場合</u>	<u>1件 につ き</u>	<u>15 , 0 00 円</u>		

		建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査			建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査	部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1)の合計が次の区分の場合	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合	1件につき	23,000円
							床面積の合計が200㎡を超え500㎡以下の場合	1件につき	37,000円
							床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以下の場合	1件につき	66,000円
							床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	94,000円
							床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	190,000円
							床面積の合計が10,000㎡を超え50,000㎡以下の場合	1件につき	310,000円

			(略)			
(略)						
9 4	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に 関する 法律第 11条 第1項 又は第 12条 第2項 の規定 に基づ く建築 物エネ ルギー	1 一戸 建て の住 宅に 係る 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定	(1) 性能 基準（建 築物エネ ルギー消 費性能基 準であっ て、市長 が指定す るものを いう。以 下この項 において 同じ。） を用いる 場合	ア 床面積の合計 が200㎡未満の 場合	1件 につ き	32 , 0 00 円
				イ 床面積の合計 が200㎡以上の 場合	1件 につ き	36 , 0 00 円
				(2) 性能 基準と仕 様基準を	ア 床面積の合計 が200㎡未満の 場合	1件 につ き

				床面積の合計が5 0, 000㎡を超 える場合	1 件 につ き	5 6 0, 00 0円
(略)						
(略)						
9 4	建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律第 12条 第1項 の規定 に基づ く建築 物エネ ルギー 消費性 能適合 性判定	(新設)				

		通省 令第 1号)第 10 条第 1号 に規 定す る工 場等 の用 途に 供す る建 築物		未満の場合			通省 令第 1号)第 10 条第 1号 に規 定す る工 場等 の用 途に 供す る建 築物	「建築物 エネルギー 消費性 能基準」 という。 」であっ て、市長 が指定す るものを いう。以 下この項 から96 の項まで において 同じ。)を 用いた建 築物エネ ルギー 消費性能 適合性判 定	未満の場合	
				カ 床面積の合計 が10,000㎡ 以上25,000 ㎡未満の場合					オ 床面積の合計 が10,000㎡ 以上25,000 ㎡未満の場合	
				キ 床面積の合計 が25,000㎡ 以上の場合					カ 床面積の合計 が25,000㎡ 以上の場合	
		(2) 標準 入力法・ 主要室入		ア 床面積の合計 が300㎡未満の 場合	1件 につ き	21 、0 00		(2) 標準 入力法・ 主要室入	(新設)	

			方法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いる場合			円				方法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項から96の項までにおいて同じ。）を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定									
			イ 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	(略)						ア 床面積の合計が_____1,000㎡未満の場合	(略)								
			ウ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	40,000円					イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	39,000円							
			エ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	95,000円					ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	94,000円							
			オ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	140,000円					エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円							
			カ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	(略)						オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	(略)								
			キ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	(略)						カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	(略)								

		3 1及び2に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定右欄に掲げる金額	(1) 住宅部分(2)に係るものを除く。)について右欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	ア 性能基準を用いる場合	(ア) 床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	32,000円		2 上記以外の建築物	(1) モデル建物法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	(新設)	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	10,000円
					(イ) 床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	36,000円					イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	13,000円
				イ 性能基準と仕様基準を併用する場合	(ア) 床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	24,000円					ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	21,000円
					(イ) 床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	26,000円					エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	28,000円
				(削る)							(新設)	オ 床面積の合計が1	1件につき	34,000円

		を合 算し た金 額									0, 000 ㎡以上25 , 000㎡ 未満の場合	き	00 0円
		(2) 共同 住宅等の 部分につ いて右欄 に掲げる 場合の区 分に応じ 、それぞ れ右欄に 定める金 額	ア 性能 基準を 用いる 場合	(ア) 床 面積の合計 が300㎡ 未満の場合	1件 につ き	65 , 0 00 円					カ 床面積 の合計が2 5, 000 ㎡以上の場 合	1件 につ き	40 0, 00 0円
				(イ) 床 面積の合計 が300㎡ 以上2, 0 00㎡未満 の場合	1件 につ き	10 0, 00 0円			(2) 標準 入力法・ 主要室入 力法を用 いた建築 物エネルギー消費 性能適合 性判定	(新 設)	ア 床面積 の合計が1 , 000㎡ 未満の場合	1件 につ き	26 0, 00 0円
											イ 床面積 の合計が1 , 000㎡ 以上2, 0 00㎡未満 の場合	1件 につ き	33 0, 00 0円
											ウ 床面積 の合計が2 , 000㎡ 以上5, 0 00㎡未満	1件 につ き	48 0, 00 0円

		ネルギ ー消費 性能適 合性判 定				分の 1に 相当 する 額
					ウ 床面積の合計 が2,000㎡以 上5,000㎡未 満の場合	1件 につ き 前項 の1 の(1) のウ に規 定す る額 の2 分の 1に 相当 する 額
					エ 床面積の合計 が5,000㎡以 上10,000㎡ 未満の場合	1件 につ き 前項 の1 の(1) のエ に規 定す

						る額 の2 分の 1に 相当 する 額
	オ	床面積の合計 が10,000㎡ 以上25,000 ㎡未満の場合	1件 につ き	前項 の1 の(1) のオ に規 定す る額 の2 分の 1に 相当 する 額		
	カ	床面積の合計 が25,000㎡ 以上の場合	1件 につ き	前項 の1 の(1) のカ		

						に規定する額の2分の1に相当する額
				(2) 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき 前項の1の(2)のアに規定する額の2分の1に相当する額
					イ 床面積の合計が1,000㎡以上	1件につき 前項の1

					上2,000㎡未満の場合	き	の(2) のイ に規定する額の2分の1に相当する額
					ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のウに規定する額の2分の1に相当する額

					<u>エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>前項の1の(2)のエに規定する額の2分の1に相当する額</u>
					<u>オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>前項の1の(2)のオに規定する額の2分の1に相当</u>

						する額
				カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の1の2のカに規定する額の2分の1に相当する額
		2 上記以外の建築物	(1) モデル建物法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の1のアに規定する額の2分の

						<u>1に相当する額</u>
					<u>イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合</u>	<u>1件につき</u> <u>前項の2の(1)のイに規定する額の2分の1に相当する額</u>
					<u>ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合</u>	<u>1件につき</u> <u>前項の2の(1)のウに規定する額</u>

						の2 分の 1に 相当 する 額
					エ 床面積の合計 が5, 000㎡以 上10, 000㎡ 未満の場合	1件 につ き

						定する額の2分の1に相当する額
				カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の2の(1)の力に規定する額の2分の1に相当する額
			(2) 標準入力法・主要室入	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(2)

				<u>方法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定</u>			<u>のAに規定する額の2分の1に相当する額</u>
					<u>イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>前項の2の(2)のイに規定する額の2分の1に相当する額</u>
					<u>ウ 床面積の合計</u>	<u>1件</u>	<u>前項</u>

					が2, 000㎡以上5, 000㎡未満の場合	につき	の2 の(2) のウ に規定する額の2分の1に相当する額
					エ 床面積の合計が5, 000㎡以上10, 000㎡未満の場合	1件につき	前項の2 の(2) のエ に規定する額の2分の1に相当する

							額
					<u>オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>前項の2の(2)のオに規定する額の2分の1に相当する額</u>
					<u>カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>前項の2の(2)のカに規定する額の2分の1に</u>

									相当 する 額
95	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査	1件につき	前項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額	(新設)					

						の2 分の 1に 相当 する 金額
(削る)						
9 6	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に 関する 法律第 12条 第2項 又は第 13条 第3項 に規定 する建 築物エ ネルギー消費	1 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定を 受け た計 画で 工場 等の 用途 に供 する	(1) モデ ル建物法 を用いた 建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定	ア 床面積の合計 が1,000㎡未 満の場合	1件 につ き	前項 の1 の(1) のア に規 定す る額
				イ 床面積の合計 が1,000㎡以 上2,000㎡未 満の場合	1件 につ き	前項 の1 の(1) のイ に規 定す る額
				ウ 床面積の合計 が2,000㎡以 上5,000㎡未 満の場合	1件 につ き	前項 の1 の(1) のウ

	性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査	建築物				に規定する額
				エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のエに規定する額
				オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のオに規定する額
				カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の1の(1)のカに規定する額

			(2) 標準 入力法・ 主要室入 力法を用 いた建築 物エネル ギー消費 性能適合 性判定	ア 床面積の合計 が1, 000㎡未 満の場合	1件 につ き	前項 の1 の(2) のア に規 定す る額
				イ 床面積の合計 が1, 000㎡以 上2, 000㎡未 満の場合	1件 につ き	前項 の1 の(2) のイ に規 定す る額
				ウ 床面積の合計 が2, 000㎡以 上5, 000㎡未 満の場合	1件 につ き	前項 の1 の(2) のウ に規 定す る額
				エ 床面積の合計 が5, 000㎡以 上10, 000㎡	1件 につ き	前項 の1 の(2)

				未満の場合		の工 に規 定す る額
				オ 床面積の合計 が10,000㎡ 以上25,000 ㎡未満の場合	1件 につ き	前項 の1 の(2) のオ に規 定す る額
				カ 床面積の合計 が25,000㎡ 以上の場合	1件 につ き	前項 の1 の(2) のカ に規 定す る額
		2 上記 以外 の建 築物	(1) モデ ル建物法 を用いた 建築物エ ネルギー 消費性能	ア 床面積の合計 が1,000㎡未 満の場合	1件 につ き	前項 の2 の(1) のア に規 定す

			適合性判定			る額
				イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のイに規定する額
				ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のウに規定する額
				エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のエに規定する額
				オ 床面積の合計が10,000㎡	1件につき	前項の2

				以上25,000 ㎡未満の場合	き	の(1) のオ に規 定す る額
				カ 床面積の合計 が25,000㎡ 以上の場合	1件 につ き	前項 の2 の(1) のカ に規 定す る額
			(2) 標準 入力法・ 主要室入 力法を用 いた建築 物エネルギー消費 性能適合 性判定	ア 床面積の合計 が1,000㎡未 満の場合	1件 につ き	前項 の2 の(2) のア に規 定す る額
				イ 床面積の合計 が1,000㎡以 上2,000㎡未 満の場合	1件 につ き	前項 の2 の(2) のイ に規

						定する額
					ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき前項の2の(2)のウに規定する額
					エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき前項の2の(2)のエに規定する額
					オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき前項の2の(2)のオに規定する額
					カ 床面積の合計	1件前項

									が25,000㎡ 以上の場合	につ き	の2 の(2) の力 に規 定す る額
<u>96</u>	建築物 のエネル ギー消 費性能 の向上 等に関 する法 律第29 条第1 項の規 定によ る建物 エネルギー 消費性能 向上計 画の認	1 建物エ ネルギー 消費性能 向上計 画の認 定の申 請に対 する審 査の一 の建物	(1) 当該 建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 が建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上等に関 する法律 第30条 第1項第 1号に掲 げる基準 (以下こ の項及び 次項にお	(略)	<u>97</u>	建築物 のエネル ギー消 費性能 の向上 等に関 する法 律第34 条第1 項の規 定によ る建物 エネルギー 消費性能 向上計 画の認	1 建物エ ネルギー 消費性能 向上計 画の認 定の申 請に対 する審 査の一 の建物	(1) 当該 建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 が建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上等に関 する法律 第35条 第1項第 1号に掲 げる基準 (以下こ の項及び 次項にお	(略)		

	定	ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額	いて「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上	
	定	ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額	いて「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上	

			等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。)添付があった場合							
(2) 上記以外の場合	ア 一戸建ての住宅 _____ _____	(ア))誘導性能基準 (建築物	申請する床面積の合計が200	1件につき	32 _0 00 円					

			等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。)添付があった場合							
(2) 上記以外の場合	ア 一戸建ての住宅 (性能基準	(新設)	申請する床面積の合計が200	1件につき	31 _0 00 円					

					エネルギー消費性 能誘導基準 であって、市長が指 定するものをいう。 以下この項及び次項 において同じ。）	㎡未満の場合		
						申請する床面積の 合計が200㎡以上の 場合	1件につき	36,000 円

					(建築物エネルギー 消費性能誘導基準 であって、市長が指 定するものをいう。 以下この項において 同じ。)	㎡未満の場合		
						申請する床面積の 合計が200㎡以上の 場合	1件につき	35,000 円

[illegible]

					<u>エ)</u> <u>から</u> <u>(カ</u> <u>)ま</u> <u>で</u> 係 る も の を 除 き、 <u>誘導</u> <u>仕様</u> <u>基準</u> を用 いる も の に 限 る。)	が2 00 m ² 未 満の 場合		
						申請 する 床面 積の 合計 が2 00 m ² 以 上の 場合	1件 に つ き	<u>18</u> <u>,0</u> <u>00</u> 円
					<u>(ウ)</u> 住 <u>宅部分</u> (<u>エ)</u> から (<u>カ)</u> ま でに 係 る も の を 除 き、 <u>誘導</u>		1件 に つ き	<u>94</u> <u>の項</u> <u>の3</u> <u>の(1)</u> <u>のイ</u> <u>に規</u>
					<u>イ)</u> に係 るも のを 除き 、 <u>性能基</u> <u>準</u> を用 いるも のに 限る。)	が2 00 m ² 未 満の 場合		
						申請 する 床面 積の 合計 が2 00 m ² 以 上の 場合	1件 に つ き	<u>35</u> <u>,0</u> <u>00</u> 円
					(新設)			

					用い るも のに 限る 。)	申請 する 床面 積の 合計 が3 00 ㎡以 上2 , 0 00 ㎡未 満の 場合	1件 につ き	<u>53</u> <u>, 0</u> <u>00</u> 円							るも のに 限る 。)	申請 する 床面 積の 合計 が3 00 ㎡以 上2 , 0 00 ㎡未 満の 場合	1件 につ き	<u>10</u> <u>0,</u> <u>00</u> 0円
						申請 する 床面 積の 合計 が2 , 0 00 ㎡以 上5	1件 につ き	<u>97</u> <u>, 0</u> <u>00</u> 円								申請 する 床面 積の 合計 が2 , 0 00 ㎡以 上5	1件 につ き	<u>18</u> <u>0,</u> <u>00</u> 0円

										(建築物エネルギー消費性 能誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。次項及び9の9の項において同	満の場合		
											申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
											申請する床面積の合計が1,000	1件につき	130,000円

											じ。 ）を 用い るも のに 限る 。）	㎡以 上2 ，0 00 ㎡未 満の 場合		
											申請 する 床面 積の 合計 が2 ，0 00 ㎡以 上5 ，0 00 ㎡未 満の 場合	1件 につ き	21 0， 00 0円	
											申請 する	1件 につ	28 0，	

												床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満の場合	き	00 0円
												申請する床面積の合計が10,000m ² 以上	1件につき	34 0,000円

					入力 法・ 主要 室入 力法 (建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能誘 導基 準で あっ て、 市長 が指 定す るも のを いう 。次 項__	00 ㎡未 満の 場合						入力 法・ 主要 室入 力法 (建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能誘 導基 準で あっ て、 市長 が指 定す るも のを いう 。次 項及	00 ㎡未 満の 場合							
						申請 する 床面 積の 合計 が3 00 ㎡以 上1 , 0 00 ㎡未 満の 場合	1件 につ き	<u>29</u> <u>5,</u> <u>20</u> <u>0円</u>					申請 する 床面 積の 合計 が3 00 ㎡以 上1 , 0 00 ㎡未 満の 場合	1件 につ き	<u>26</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>					
						申請 する 床面 積の 合計 が1	1件 につ き	<u>38</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>					申請 する 床面 積の 合計 が1	1件 につ き	<u>33</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>					

[illegible]

						申請 する 床面 積の 合計 が5 , 0 0 0 ㎡以 上1 0, 0 0 0㎡ 未満 の場 合	1 件 につ き	<u>6 5</u> <u>8,</u> <u>8 0</u> <u>0 円</u>
						申請 する 床面 積の 合計 が1 0, 0 0	1 件 につ き	<u>7 7</u> <u>7,</u> <u>7 0</u> <u>0 円</u>
						申請 する 床面 積の 合計 が5 , 0 0 0 ㎡以 上1 0, 0 0 0㎡ 未満 の場 合	1 件 につ き	<u>5 9</u> <u>0,</u> <u>0 0</u> <u>0 円</u>
						申請 する 床面 積の 合計 が1 0, 0 0	1 件 につ き	<u>7 0</u> <u>0,</u> <u>0 0</u> <u>0 円</u>

						0㎡ 以上 25, 00 ㎡未 満の 場合							0㎡ 以上 25, 00 ㎡未 満の 場合			
						申請 する 床面 積の 合計 が25, 00 0㎡ 以上 の場 合	1件 につ き	<u>88</u> <u>4,</u> <u>00</u> <u>0円</u>					申請 する 床面 積の 合計 が25, 00 0㎡ 以上 の場 合	1件 につ き	<u>80</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>	
		2 1の 申請 に併	(1) 床面積（建築物の計画の 変更に係る部分にあっては当 該計画の変更に係る部分の床 面積の2分の1、床面積の増				1件 につ き	<u>39</u> <u>の項</u> <u>の1</u> に規					2 1の 申請 に併	(1) 床面積（建築物の計画の 変更に係る部分にあっては当 該計画の変更に係る部分の床 面積の2分の1、床面積の増	1件 につ き	<u>93</u> <u>の項</u> <u>の2</u> <u>の(1)</u>

		せて 行う 建築 基準 法第 6条 第1 項に 規定 する 建築 基準 関係 規定 に適 合す るか どう かの 審査	加する部分にあつては当該増 加する部分の床面積、建築物 の計画を変更し、大規模の修 繕又は大規模の模様替をする 場合にあつては当該計画の変 更に係る部分の床面積の2分 の1)の合計			定す る金 額			に規 定す る金 額			
			(2) 構造計算適合性判定を要 する建築物に該当する建築物 について		1件 につ き	<u>39</u> の項 の2 に規 定す る金 額			<u>93</u> の項 の2 の(2) に規 定す る金 額			
			(略)									
<u>97</u>	建築物 のエネ ルギー 消費性	1 建築 物エネ ル	(1) 当該 計画の変 更が建築 物エネルギー	ア 計画の認定を 受けた一戸建ての 住宅の場合	前項 <u>1</u> の (1)のアに規 定する <u>金額</u> の2分の1		<u>98</u>	建築物 のエネ ルギー 消費性	1 建築 物エネ ル	(1) 当該 計画の変 更が建築 物エネルギー	ア 計画の認定を 受けた一戸建ての 住宅の場合	前項____の (1)のアに規 定する <u>額</u> の 2分の1に

	能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	ギー消費性能向上計画（以下この項（2）を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対す	ギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合			に相当する金額
				イ 新たに追加する一戸建ての住宅の場合		前項の1の(1)のイに規定する金額
				ウ ア及びイに掲げる申請以外の場合	（ア）計画の認定を受けた住宅部分（イ）に規定するものを除く。）	前項の1の(1)のイの（ア）に規定する金額の2分の1に相当する金額
					（イ）	前項の1の(1)のイの（
	能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	ギー消費性能向上計画（以下この項（2）を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対す	ギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合			相当する額
				イ 新たに追加する一戸建ての住宅の場合		前項____の(1)のイに規定する額
				ウ ア及びイに掲げる申請以外の場合	（ア）計画の認定を受けた住宅部分（イ）に規定するものを除く。）	前項____の(1)のイの（ア）に規定する額の2分の1に相当する額
					（イ）	前項____の(1)のイの（

		る審査一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合			計画の認定を受けた共同住宅等の部分	イ) に規定する <u>金額</u> の2分の1に相当する <u>金額</u>			る審査一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合			計画の認定を受けた共同住宅等の部分	イ) に規定する <u>額</u> の2分の1に相当する <u>額</u>
					(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分	前項の1の(1)のイの(ウ) に規定する <u>金額</u> の2分の1に相当する <u>金額</u>						(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分	前項____の(1)のイの(ウ) に規定する <u>額</u> の2分の1に相当する <u>額</u>
					(エ) 新たに追加する住	前項の1の(1)のイに規定する <u>金額</u>						(エ) 新たに追加する住	前項____の(1)のイに規定する <u>額</u>

		算した金額			宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分				算した金額			宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分	
			(2) 上記以外の場合	ア 計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合		前項の1の(2)のアに規定する金額の2分の1に相当する金額				(2) 上記以外の場合	ア 計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合		前項____の(2)のアに規定する額の2分の1に相当する額
				イ 新たに追加する一戸建ての住宅の場合		前項の1の(2)のアに規定する金額					イ 新たに追加する一戸建ての住宅の場合		前項____の(2)のアに規定する額
				ウ ア及びイに掲げる申請以外の場合	(ア) 計画の認定を	前項の1の(2)のイの(ア)に規定する金額の2分の1に					ウ ア及びイに掲げる申請以外の場合	(ア) 計画の認定を	前項____の(2)のイの(ア)に規定する額の2分の1に相

					受けた住宅部分（ <u>（エ）から（カ）まで</u> に規定するものを除き、 <u>誘導性能基準を用いるものに限る。</u> ）	相当する金額						受けた住宅部分（ <u>（イ）に規定するものを除く。</u> ）	相当する額
					（イ	前項の１の						（新設）	

					<u>）</u> <u>計画</u> <u>の認</u> <u>定を</u> <u>受け</u> <u>た住</u> <u>宅部</u> <u>分（</u> <u>（エ</u> <u>）か</u> <u>ら（</u> <u>力）</u> <u>まで</u> <u>に規</u> <u>定す</u> <u>るも</u> <u>のを</u> <u>除き</u> <u>、誘</u> <u>導仕</u> <u>様基</u> <u>準を</u> <u>用い</u> <u>るも</u>	<u>(2)のイの（</u> <u>イ）に規定</u> <u>する金額の</u> <u>2分の1に</u> <u>相当する金</u> <u>額</u>						
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

					<u>能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。)</u>							
					<u>(エ)</u> 計画の認定を受けた共同住宅等の部分 <u>(誘導性能</u>	前項の1の(2)のイの <u>(エ)</u> に規定する <u>金額</u> の2分の1に相当する金額					<u>(イ)</u> 計画の認定を受けた共同住宅等の部分_____ _____	前項____の(2)のイの <u>(イ)</u> に規定する <u>額</u> の2分の1に相当する額

[illegible]

					に限る。 ）						
					（力） 計画の認定を受けた共同住宅等の部分（誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するもの	前項の1の(2)のイの（力）に規定する金額の2分の1に相当する金額					（新設）

					の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）	する金額の2分の1に相当する金額						の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）	する額の2分の1に相当する額
					（ケ）新たに追加する住	前項の1の(2)のイに規定する金額						（オ）新たに追加する住	前項____の(2)のイに規定する額

					宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分						宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分			
		(略)					(略)							
(削る)							9	建築物	建築	(1) 当該	ア 一戸建ての住宅の場合		1件	4,
							9	のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物	物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー性能基準に適合している旨を証明する書類（住宅の品質確保	イ 共同住宅等の場合（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	につき	700円
											イ 共同住宅等の場合（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	9,000円

	のエネルギー消費性能の認定		の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る	するものをいう。)を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。ウの(イ)並びに(2)の工から力までの(エ)から(カ)までにおいて同じ。)	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	18,000円
					申請する床面積の合計が2,000㎡以上5	1件につき	41,000円

				。) の添 付があっ た場合		， 0 0 0 ㎡未 満の 場合			
						申請 する 床面 積が 5， 0 0 0㎡ 以上 の場 合	1 件 につ き	7 4 ， 0 0 0 円	
						ウ 一の 建築 物全 体の 場合	(ア) 住 宅部分 ((イ) に係る ものを除く 。)	1 件 につ き	4， 7 0 0円
						(ア 及び イに	(イ) 申請 する 床面 積の	1 件 につ き	9， 0 0 0円

					掲げ る場 合を 除く 。)	等 の 部 分	合 計 が3 00 ㎡未 満の 場合		
							申 請 す る 床 面 積 の 合 計 が3 00 ㎡以 上2 、0 00 ㎡未 満の 場合	1 件 に つ き	1 8 、 0 0 0 円
							申 請 す る 床 面 積 の	1 件 に つ き	4 1 、 0 0 0 円

							合計 が2 、0 00 ㎡以 上5 、0 00 ㎡未 満の 場合		
							申請 する 床面 積の 合計 が5 、0 00 ㎡以 上の 場合	1件 につ き	74 、0 00 円
	(ウ)						申請 する	1件 につ	9、 00

					非住宅部分	床面積の合計が300㎡未満の場合	き	0円
						申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	15,000円
						申請する	1件につき	25,0

							床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	き	00 円
							申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	74,000 円

						00 ㎡未 満の 場合		
						申請 する 床面 積の 合計 が5 、0 00 ㎡以 上1 0、 00 0㎡ 未満 の場 合	1件 につ き	11 0、 00 0円
						申請 する 床面 積の	1件 につ き	14 0、 00 0円

							合計 が1 0, 00 0m ² 以上 25 , 0 00 m ² 未 満の 場合		
							申請 する 床面 積の 合計 が2 5, 00 0m ² 以上 の場 合	1 件 につ き	1 8 0, 00 0円

			(2) 上記 以外の場 合	ア 一戸建 ての住宅（ モデル住宅 法（建築物 エネルギー 消費性能基 準があって 、市長が指 定するもの をいう。以 下この項に おいて同じ 。）を用い るものに限 る。）の場 合	申請 する 床面 積の 合計 が2 00 ㎡未 満の 場合	1 件 につ き	1 6 、 0 0 0 円
					申請 する 床面 積の 合計 が2 00 ㎡以 上の 場合	1 件 につ き	1 7 、 0 0 0 円
				イ 一戸建 ての住宅（ 仕様基準（ 建築物エネ	申請 する 床面 積の	1 件 につ き	1 6 、 0 0 0 円

				<u>ルギー消費</u> <u>性能基準で</u> <u>あって、市</u> <u>長が指定す</u> <u>るものをい</u> <u>う。以下こ</u> <u>の項におい</u> <u>て同じ。)</u> <u>を用いるも</u> <u>のに限る。</u> <u>) の場合</u>	<u>合計</u> <u>が2</u> <u>00</u> <u>m²未</u> <u>満の</u> <u>場合</u>		
					<u>申請</u> <u>する</u> <u>床面</u> <u>積の</u> <u>合計</u> <u>が2</u> <u>00</u> <u>m²以</u> <u>上の</u> <u>場合</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>17</u> <u>, 0</u> <u>00</u> <u>円</u>
				<u>ウ 一戸建</u> <u>ての住宅 (</u> <u>性能基準 (</u> <u>建築物エネ</u> <u>ルギー消費</u> <u>性能基準で</u> <u>あって、市</u> <u>長が指定す</u>	<u>申請</u> <u>する</u> <u>床面</u> <u>積の</u> <u>合計</u> <u>が2</u> <u>00</u> <u>m²未</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>31</u> <u>, 0</u> <u>00</u> <u>円</u>

				るものをいう。以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)の場合	満の場合		
					申請する床面積の合計が200m ² 以上の場合	1件につき	35,000円
				エ 共同住宅等（フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）	申請する床面積の合計が300m ² 未満の場合	1件につき	52,000円

					<u>を用いるものに限る。 ）の場合</u>	<u>床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合</u>	<u>き</u>	<u>00円</u>
						<u>申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>95,000円</u>

						m ² 未満の場合			
						申請する床面積の合計が5,000m ² 以上の場合	1件につき	140,000円	
						オ 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が3,000m ² 未満の場合	1件につき	30,000円

						申請 する 床面 積の 合計 が3 00 m ² 以 上2 、0 00 m ² 未 満の 場合	1件 につ き	52 、0 00 円
						申請 する 床面 積の 合計 が2 、0 00 m ² 以 上5	1件 につ き	95 、0 00 円

						<u>3,000</u> <u>m²未満の場合</u>		
						申請する床面積の合計が5,000m ² 以上の場合	1件につき	140,000円
					力 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が300m ² 未満	1件につき	63,000円

						満の 場合		
						申請 する 床面 積の 合計 が3 00 m ² 以 上2 、0 00 m ² 未 満の 場合	1件 につ き	10 0、 00 0円
						申請 する 床面 積の 合計 が2 、0 00	1件 につ き	18 0、 00 0円

						(ア から 工ま でに 掲げ る場 合を 除く 。)	(カ) ま でに 係る もの を除 き、 モデ ル住 宅法 を用 いる もの に限 る。)	00 ㎡未 満の 場合		
							申請 する 床面 積の 合計 が2 00 ㎡以 上の 場合	1件 につ き	17 、0 00 円	
						(イ) 住宅 部分 (工) から (カ	(イ) 住宅 部分 (工) から (カ	申請 する 床面 積の 合計 が2 00 ㎡未	1件 につ き	16 、0 00 円
							満の 場合			

						）ま でに 係る もの を除 き、 仕様 基準 を用 いる もの に限 る。 ）	満の 場合		
							申請 する 床面 積の 合計 が2 00 m ² 以 上の 場合	1件 につ き	17 , 0 00 円
						（ウ ） 住宅 部分 （（ エ） から （カ ）ま でに	申請 する 床面 積の 合計 が2 00 m ² 未 満の 場合	1件 につ き	31 , 0 00 円

						係る もの を除 き、 性能 基準 を用 いる もの に限 る。)	申請 する 床面 積の 合計 が2 00 m ² 以 上の 場合	1件 につ き	35 , 0 00 円
						(エ) 共同 住宅 等の 部分 (フ ロア 入力 法を 用い るも	申請 する 床面 積の 合計 が3 00 m ² 未 満の 場合	1件 につ き	30 , 0 00 円
							申請 する	1件 につ	52 , 0

						の に 限 る 。)	床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 m ² 以 上 2 , 0 0 0 m ² 未 満 の 場 合	き	0 0 円
							申 請 す る 床 面 積 の 合 計 が 2 , 0 0 0 m ² 以 上 5 , 0 0 0	1 件 に つ き	9 5 , 0 0 0 円

							m ² 未満の場合			
							申請する床面積の合計が5,000m ² 以上の場合	1件につき	140,000円	
							(オ) 共同住宅等部分（仕様基準を用いる	申請する床面積の合計が3,000m ² 未満の場合	1件につき	30,000円

						もの に限 る。)	申請 する 床面 積の 合計 が3 00 m ² 以 上2 、0 00 m ² 未 満の 場合	1件 につ き	52 、0 00 円
							申請 する 床面 積の 合計 が2 、0 00 m ² 以 上5	1件 につ き	95 、0 00 円

							、 <u>0</u> <u>00</u> ㎡未 満の 場合		
							申請 する 床面 積の 合計 が5 、 <u>0</u> <u>00</u> ㎡以 上の 場合	1件 につ き	<u>14</u> <u>0、</u> <u>00</u> <u>0円</u>
						(カ) 共同 住宅 等部 分(性 能基 準	申請 する 床面 積の 合計 が3 <u>00</u> ㎡未	1件 につ き	<u>63</u> <u>、0</u> <u>00</u> 円

						を用 いる もの に限 る。)	満の 場合		
							申請 する 床面 積の 合計 が3 00 ㎡以 上2 、0 00 ㎡未 満の 場合	1件 につ き	10 0、 00 0円
							申請 する 床面 積の 合計 が2 、0 00	1件 につ き	18 0、 00 0円

							㎡以上5,000㎡未満の場合		
							申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	250,000円
						(キ) 非住宅等部分 (モ	申請する床面積の合計が3	1件につき	80,000円

					デル 建物 法を 用い るも のに 限る 。)	00 m ² 未 満の 場合		
						申請 する 床面 積の 合計 が3 00 m ² 以 上1 , 0 00 m ² 未 満の 場合	1件 につ き	10 0, 00 0円
						申請 する 床面 積の 合計 が1	1件 につ き	13 0, 00 0円

							, 0 00 m ² 以 上2 , 0 00 m ² 未 満の 場合		
							申請 する 床面 積の 合計 が2 , 0 00 m ² 以 上5 , 0 00 m ² 未 満の 場合	1件 につ き	21 0, 00 0円

							申請 する 床面 積の 合計 が5 、0 00 ㎡以 上1 0、 00 0㎡ 未満 の場 合	1件 につ き	28 0、 00 0円
							申請 する 床面 積の 合計 が1 0、 00	1件 につ き	34 0、 00 0円

							0㎡ 以上 25 、 0 00 ㎡未 満の 場合		
							申請 する 床面 積の 合計 が2 5、 00 0㎡ 以上 の場 合	1件 につ き	40 0、 00 0円
						(ク) 非住 宅部	申請 する 床面 積の	1件 につ き	21 0、 00 0円

						分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）	合計が300㎡未満の場合		
							申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	260,000円
							申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円
							申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円

							合計 が1 、0 00 ㎡以 上2 、0 00 ㎡未 満の 場合		
							申請 する 床面 積の 合計 が2 、0 00 ㎡以 上5 、0 00 ㎡未	1件 につ き	48 0、 00 0円

							満の場合		
							申請 する 床面 積の 合計 が5 、0 00 ㎡以 上1 0、 00 0㎡ 未満 の場 合	1件 につ き	59 0、 00 0円
							申請 する 床面 積の 合計 が1	1件 につ き	70 0、 00 0円

		中間検査を行う部分の土地の 面積の合計が100,000 ㎡を超える場合	1件 につ き	39 ,0 00 円	
--	--	---	---------------	---------------------	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表中104の項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の大田原市手数料条例の規定は、令和7年4月1日以後に申請があった手数料について適用し、同日前までに申請のあった手数料については、なお従前の例による。
- 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第●号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正条例による改正前の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年条例第48号）第17条第1項の変更の許可の申請及び第26条第1項の譲受けの許可の申請に係るこの条例による改正前の大田原市手数料条例別表34の項及び35の項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。